



弁護士における統合とその弱化 : 綱紀・懲戒事例を手がかりに

高橋, 裕

(Citation)

法社会学, 83:151-172

(Issue Date)

2017-03

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

© 日本法社会学会

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008955>



論 説

弁護士における統合とその弱化

——網紀・懲戒事例を手がかりに——

高 橋 裕

キーワード：弁護士自治、網紀・懲戒、懲戒公告、プロフェッション、システム統合

〈要 旨〉

本稿では、弁護士の自治性の重要な基盤であるはずの統合が現在どのような果たされているか、あるいは果たされていないのか、について社会学的な検討を行なう。弁護士の自治性はさまざまな局面で現われるが、本稿では、網紀・懲戒の実態に着目し、弁護士会の懲戒公告の数量的な整理に基づいて検討を行なう。先行研究は、もっぱら網紀・懲戒をめぐる制度的枠組みの次元での検討に留まっている点、また、実態に目を向けようとする場合も二次資料的情報に依拠することが通常である点に照らしたとき、本稿には資料上の新規性がある。その結果明らかになるのは、(i)単位会の水準では、懲戒権の発動される事例が次第に広い範囲の弁護士を被懲戒者として生じるようになり、(ii)同業者によりそのようななされる判断にただちには同意がなされないケースの割合も増加し、(iii)そうした不同意は、弁護士歴の浅い者からも寄せられるようになってきている、というものである。本稿ではそのような事態を、システム論的視角から、日本の弁護士における統合の弱化と理解する。

I 問 題

近年に至り日本の弁護士をめぐる経験的研究の進展が著しい。第一次的に弁護士に焦点を合わせた大規模調査とそれに基づく研究¹⁾はもとより、市民の紛争経験や司法制度利用経験をめぐる包括的な調査のデータの一部を活用した研究²⁾も現われ、また、個別的・具体的な関心に応じた検討も、国際比較の観点などを交えながら進んでいる³⁾。

その結果としてさまざまな角度から積み重ねられている知見群には、しかし欠落がある。それは、弁護士相互および／ないし弁護士－弁護士会関係において実際に作動しているダイナミクスについての知見である。弁護士の社会的組織がそのプロフェッ

ション的特徴（六本 1986: 286-287）の一つとして有する強固な自治性とは、社会学的表現を用いるならば、弁護士活動がそれ自体としてシステムを構成して環境との間で截然とした境界を有する、という状況を指すが、それはとりもなおさず、弁護士という社会的な仕組みにはシステムたることを可能とする統合性・内的凝集性が伴うはずだ、ということの意味する。そうである以上、弁護士間／弁護士－弁護士会間で現に作用しているのがいわば引力であるのかそれともひょっとすると斥力であるのかというのは、弁護士たちが自らの自治的性質を維持する基盤が現に存在するかを測ることにつながる重要な論点である。

しかしこの問題は、馬場（1998）などを例外とすると、これまでおおむねジャーナリスティックな水準で語られてきたように見え、近年蓄積が続く法社会学的検討からなお免れている。凝集性・統合性を標榜する組織は仮に内部で問題が生じたとしてもそれを外部に示さずむしろ不可視化しようとするダイナミクスに服するという知見（Katz 1977）に照らせばこれには無理もない面があるが、本稿では、なおこの問題への接近を試みたい。以下で検討に付されるのは、最近の 20 年の間に日本の弁護士間・弁護士－弁護士会関係においてどのような変化が生じているか、そしてそれは社会的にどのように解釈されうるか、という問題である。

II データ

弁護士の自治性はさまざまな局面で現われるが、本稿では、綱紀・懲戒の実践の側面に着目したい。弁護士をめぐる社会科学的分析において綱紀・懲戒権の自律的独占の様相へとしばしば注目が及ぶ⁴⁾のは、それが弁護士自治を象徴する顕著な制度的表出である以上不思議ではなく、日本の弁護士を対象とする研究としても、弁護士懲戒制度のあり方を日本とワシントン州とで比較した Ishida (2006) およびその展開である Ishida (2011: 125-161), Wu & Chan (2012), さらに、石田・武田 (2016) などを得ている。ただし、これまでのところそれらの検討はもっぱら綱紀・懲戒をめぐる制度的枠組みの次元での検討に留まっており、実際に綱紀・懲戒制度が用いられる態様に積極的に視線を向けようとするものではない⁵⁾。しかるに、綱紀・懲戒制度の実際の運用状況をめぐる情報がある程度詳細にかつ一定の要件を満たす場合悉皆的に公開されているということに照らせば、我々はより踏み込んだ検討の可能性を探ってよい。

そのような発想から本稿では、弁護士が自治的に行なっている綱紀・懲戒事例の発生状況および処理状況を計量的に精査することを通じて、問題に接近することを試み

る。主要なデータとなるのは、『自由と正義』に掲載される公告中の懲戒関連情報⁶⁾である。分析対象とする事案は、1995年1月号から2014年12月号までに掲載された(すなわち1995年1月1日付けないし2014年12月1日付けとして日本弁護士連合会(日弁連)により公告された)ものであり、そのうえで、2015年1月号から2016年8月号までの同誌に掲載された情報によって、当該期間にかかる事案のその後の処理状況をアップデートした⁷⁾。また、必要に応じて、『弁護士白書』(日本弁護士連合会(各年a))に掲載された情報を参看する⁸⁾。

Ⅲ 制度的特徴

日本の弁護士制度のもとでの綱紀・懲戒の仕組みの詳細については、日弁連が刊行する関連文献等⁹⁾の参看を願いたい⁹⁾が、ここでは分析に先立って、その特徴の一つを本稿の検討の関心との関係で指摘しておこう。それは、いわゆる単位弁護士会(以下では「単位会」と記す)と日弁連との二重構造ともかかわりながら、綱紀・懲戒の仕組みが、長い続審ないし覆審の連鎖として設計されている、ということである。現在の制度を前提にしなが¹⁰⁾ら説明しよう。

懲戒請求者Xが弁護士ないし弁護士法人Yを対象として単位会に懲戒請求を行なう¹¹⁾と、当該請求はまず単位会の綱紀委員会での検討に服する((a))¹²⁾が、そこで、単位会の懲戒委員会における審査相当事例だと判断されない場合、Xは日弁連に異議を申し出ることができる。その結果なされる日弁連綱紀委員会での検討の結果に応じて、(本稿の関心からすれば)その後の経路は二つに分けうる：

(A) Xの異議申出に応じて日弁連綱紀委員会において審査相当という判断((b))¹³⁾が下されると、事案は単位会の懲戒委員会に戻されそこでの審査に服する。その審査((c))の結果に対して、一定の要件を満たすならば、Xは異議申出を、Yは審査請求を、日弁連に対して行なうことが可能であり、さらに、その結果なされる日弁連懲戒委員会の判断((d))¹⁴⁾に対して、一定の要件を満たす場合のYは裁決取消しを求める訴えを東京高等裁判所に提起することが認められている。さらに、高裁の判断((e))に不服がある場合にはYは上告をなし得、却下されないならば最高裁判所の実質的判断((f))を得ることとなる。すなわち(a)に始まり(f)にまで至った場合には、同じ事案に対して、6度に亘る判断が下されうというわけである。

(B) 他方、Xがなした日弁連綱紀委員会への異議申出が却下ないし棄却された((b))場合には、Xは綱紀審査会での判断を仰ぐことができ、その綱紀審査会の判断((a))次第では事案は単位会の懲戒委員会に戻されることとなる。その場合に単位会懲戒委員会が行な

う判断(β)は、(A)の経路でいえば(c)に相当するので、この経路を辿る場合、 $(a)-(b)-(a)-(\beta)=[(c)]-(d)-(e)-(f)$ と、実に7度もの判断が下されうる、ということになる¹²⁾。

実際のところは、(b)ないし(a)の段階で日弁連綱紀委員会ないし綱紀審査会によって懲戒請求者からの異議が受け入れられ単位会の懲戒委員会での審査へと戻される事例は、続くIV 1(表2)で見ると、少ない。また、ある段階以降は被請求者のみが次の手続に進めさせるか否かの選択肢を有することになるという点でも、続審へ至る可能性は制約されている。そうしたことから、現実には第6審・第7審¹³⁾の判断まで得る事例が生じることは考えにくいのだが、しかし可能性としてはこのように幾度にもいわば上訴・再審が繰り返されうる構造を採用する綱紀・懲戒制度のもとで、現にどのように事案が展開していくのか、を資料の許す範囲で計量的に明らかにしていくのが、次節の作業となる。

IV 分 析

1 概 観

まずは、分析の前提として、概括的な数値を確認しておこう。第一に、単位会での懲戒請求の処理状況について、『弁護士白書』掲載の数値をまとめると表1のようになる。そして、この数字を基礎にしながら、新受件数と各年の弁護士数に対するその割合、さらに、既済件数に占める懲戒件数の割合をグラフにまとめたのが図1である。2007年に生じた多数の懲戒請求¹⁴⁾のためにいびつな形となっているが、なおここからは、単位会の懲戒請求事件数が漸増していること、また、弁護士数に対する新受件数の割合も次第に増加する傾向にあるようであること、他方、既済件数に占める懲戒事例数の割合は漸減していること、が分かる。

しかし、問題は、これらの数字をどのように理解するか、である。たとえば単位会への懲戒請求事件数について考えるならば、その増加が弁護士の非行事例の増加を直ちに示唆するとは言えない。第一に、社会的非行・問題に対する市民の反応行動とは、実際の非行ないし問題の発生状況とは独立に、社会的関心の消長によって強く規定されるものであることが、児童虐待を素材として既に明らかにされている¹⁵⁾。第二に、請求件数は被請求者弁護士単位でカウントされるため、たとえば複数人数の弁護士のかかわる一つの事例が、請求の仕方次第では、複数の新受件数として計上されることがありうる。第一の点も第二の点も、現に2007年の大量懲戒請求ケースにおいて生じた現象である。では、請求件数の増加が、市民からの弁護士の非行に対する関

心の高まりを示すというようには理解しうるか？
これについても、懲戒請求権者に単位会も含まれることを考えればそのようには言い難く、また実際にも、懲戒事例の内容を見てみるとそうした「会立件」と認められるものが少なくない。そのように、質を違える複数の主体群により懲戒請求がなされ、かつそれぞれの主体からの請求行動が複雑な機序のもとでなされることに照らすならば、懲戒請求件数の合計というのは、経年変化の意味を問う以前に、単年の数値であってもその意味の解釈が極めて困難なのである（したがって、弁護士数に対する懲戒請求数の割合の増加についても、弁護士の全体としての非行傾向が強まっている、というような理解を直ちに行なうことはできない¹⁶⁾）。また、既済件数中で懲戒判断がなされる事例の割合が減少しているというのは興味深い現象であるが、ここでも、既済事件の質的検討を伴わないかぎり、推論（たとえば、単位会レベルでの規律が次第に甘く

なっている、というように）を行なう前提を欠く。要するに、『弁護士白書』等に掲載されている単位会での懲戒事件処分状況の数値を見るに留まるかぎり、論じうる事柄はごく限られているのである。

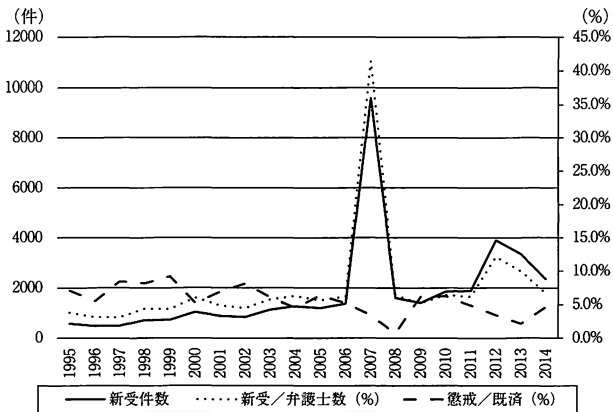
同様のことは、日弁連綱紀委員会・綱紀審査会、および日弁連懲戒委員会での

表 1 懲戒請求事件の処理状況
(1995年～2014年)

年	新受 件数	既済	
		件数	うち懲戒 件数
1995	576	550	39
1996	485	488	27
1997	488	451	38
1998	715	527	43
1999	719	566	52
2000	1,030	782	41
2001	884	897	62
2002	840	811	66
2003	1,127	973	59
2004	1,268	1,092	49
2005	1,192	973	62
2006	1,367	1,325	69
2007	9,585	2,029	70
2008	1,596	9,025	60
2009	1,402	1,236	76
2010	1,849	1,275	80
2011	1,885	1,636	80
2012	3,898	2,293	79
2013	3,347	4,563	98
2014	2,348	2,198	101

(全国単位会の統計。暦年。
出典：『弁護士白書』各年版)

図 1 懲戒請求事案の発生・処理状況 (1995年～2014年)



(単位会合計。弁護士数は各年3月末時点。出典：『弁護士白書』各年版)

事件受付件数と処理状況についても言える。『弁護士白書』各年版によればそれらは表2・表3のようにまとめられるが、このうち、2013年・14年の綱紀委員会における急激な新受付件数の増加は、一人または少数の異議申出人からの大量請求に起因するという¹⁷⁾。2013年の綱紀審査会にかかる新受付件数の急増もそれにかかわっている。すなわちここでも申立件数の変化のメカニズムは単純ではなく、推論も容易でないのである。表1の数値と表2の数値を並列させた上で、強いて言うならば、各年の単位会への懲戒請求件数と日弁連綱紀委員会への異議申立件数とが相当程度相関しているようであるという——さほど意外ではない——現象が明らかになる程度である¹⁸⁾。

以上を要するところ、公表されている数値、とりわけ懲戒請求件数をそのまま利用して検討を進めようとするかぎりは、有意義な分析を行なうことは困難である。そこ

表2 日弁連綱紀委員会・綱紀審査会の事件処理状況

手続 年	日弁連綱紀委員会			綱紀審査会		
	異議申立 受付件数	既済件数	うち審査 相当	新受付件数	既済件数	うち審査 相当
2004	395	260	0	114	86	1
2005	409	399	5	165	130	1
2006	538	506	14	239	175	3
2007	506	548	11	300	249	3
2008	612	560	4	251	359	3
2009	466	572	3	312	292	0
2010	511	464	9	231	255	0
2011	682	547	7	327	275	0
2012	778	834	6	321	277	3
2013	1,590	1,492	6	1,098	306	4
2014	1,353	2,194	5	340	1,086	2

(暦年。出典：『弁護士白書』各年版)

表3 日弁連懲戒委員会の事件処理状況

手続 年	日弁連懲戒委員会					
	異議申出 受付件数	既済件数	うち原判 断変更	審査請求 受付件数	既済件数	うち原判 断変更
2004	395	260	0	114	86	1
2005	409	399	5	165	130	1
2006	538	506	14	239	175	3
2007	506	548	11	300	249	3
2008	612	560	4	251	359	3
2009	466	572	3	312	292	0
2010	511	464	9	231	255	0
2011	682	547	7	327	275	0
2012	778	834	6	321	277	3
2013	1,590	1,492	6	1,098	306	4
2014	1,353	2,194	5	340	1,086	2

(暦年。出典：『弁護士白書』各年版)

で、我々は、懲戒事案の処理状況とそれへの関係者の反応を、より具体的に眺めてみなければなら

2 事案処理の発生状況と経路

日弁連が行なう公告は、単位会による懲戒処分がなされた事案について、被懲戒者ないし懲戒請求者からいっそうの審査を求める対応（典型的には、被懲戒者からは審査請求、懲戒請求者からは異議申立）がなされた場合にはその経過・経路を把握することを可能にするという形で示されてきている。そこで、本稿が扱うデータセットにおいて、1995年から2014年

までの公告について、単位
会での懲戒委員会の判断／
それに対する異議申出・審
査請求の有無／日弁連懲戒
委員会での判断に至った場
合のその内容とその後の経
過（東京高裁への裁決取消し
の訴えの有無等）を、事案
ごとにまとめることとし
た。いわば「公告事案の名
寄せ」を行なったわけであ
る。この作業によって、事
案単位で、弁護士会の各機
関ないし裁判所によってど
のような判断をなされ・ま
たそれに関係者（懲戒請求
者／被請求者）がどのよう

表 4 懲戒事案の処理状況とその後の展開

処理状況 年	公告掲載 事案数	うち、被懲戒者からの審査請求ケース			
		件数	うち、請求 棄却ないし 却下ケース	裁決/処分取 消の訴えが なされた	うち、上告 ケース
1995	36	4	3	1	1
1996	32	5	4	1	0
1997	34	11	10	2	2
1998	27	9	7	0	0
1999	57	8	8	3	2
2000	46	14	12	3	3
2001	60	13	10	1	1
2002	64	14	10	2	2
2003	68	16	11	3	2
2004	53	20	14	3	3
2005	65	20	9	3	2
2006	64	20	13	4	2
2007	71	24	19	4	3
2008	70	19	15	4	3
2009	71	25	22	5	4
2010	80	35	25	9	5
2011	81	26	24	9	6
2012	84	31	26	10	5
2013	98	49	43	16	11
2014	104	26	21	2	2

（『自由と正義』各号より筆者作成）

な反応を示したか¹⁹⁾、を相当程度ま
で²⁰⁾追跡することが可能となり、分析
の精度は高まることとなる。本稿では
弁護士相互／弁護士－弁護士会間の関
係へ関心を寄せることから、以下では
特に、被懲戒者たる弁護士からの反応
があった（すなわち審査請求がなされた）
事案にも注目することにしよう。

表 4 は、その集計の結果をまとめた
ものである。1995 年から 2014 年まで

の 20 年の間に最初の懲戒公告がなされた（したがって、後にいずれかの段階で処分が変更されたり取り消されたりしたものも含む）事案は計 1,265 ケースであり、そのうちの 389 ケースで被懲戒者からの審査請求がなされている。公告掲載事案は年々増加する傾向にあるが、弁護士数の変化を併掲した図 2 を見る限り、2000 年頃以降はその増加が弁護士数の増加状況と並行的であるようである。そのうえで、審査請求のなされ

図 2 弁護士数と公告掲載事案数の相関状況

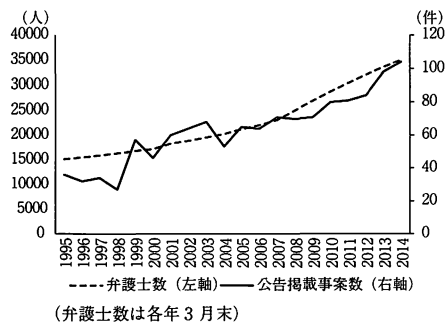


図3 審査請求率の推移

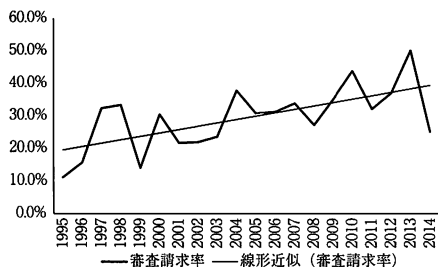


図4 日弁連懲戒委員会における原処分取消・変更率の推移

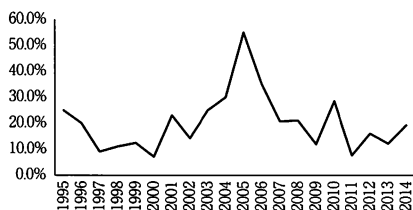
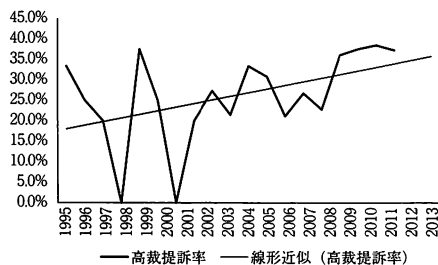


図5 被懲戒者からの高裁提訴率の推移



る割合が上昇基調にあることは、各年の増加率の推移に近似直線（回帰直線）を重ねた図3に明瞭である。他方、審査請求が容れられる、すなわち単位会での原処分が変更されたり取り消されたりするケースの割合は、図4に現われているように年によって大きく異なり、一定の傾向を見出しがたい²¹⁾。また、東京高裁に裁決取消の訴えがなされる割合の推移と近似直線を図5として示した²²⁾が、ここからは、高裁への上訴率が、フラクチュエイトしつつも、着実な増加基調にあることが看取できる。

3 検 討

(1) 懲戒事案の件数をめぐって

以上の数値を手がかりにしながら、若干の検討を行なおう。まず、懲戒公告掲載事案数の変化が弁護士数の変化と強い相関を有しているように見えることについて、ここから、〈日本の弁護士は、一人当たりの被懲戒リスクを経年的に見て定数的に有している〉といういわば確率論的な理解を導くことが、可能性として考えられる。このように理解する場合には、そのコララリーとして、たとえば、〈司法制度改革の結果として生じた弁護士数の大幅な増加（さらには、それによって惹起された弁護士間の競争）は、現時点では、懲戒相当と判断されるだけの非行を——弁護士一人当たりで見ても——次第に多く発生させるようになっていくわけではない〉と考えることになる。

しかしこのような現象理解は、懲戒公告掲載事案数を単位会ごと・時期ごとにブレイクダウンしてみるならば、適切ではないということが明らかになる。紙幅の都合で表は省略するが、被懲戒者の発生状況は単位会に応じて違いが甚だしく、会の規模や

地域といった要素では把握することが困難である。個々の単位会の具体的な状況²³⁾に応じて被懲戒者が発生する、ということであろう。そうであるならば、全国でまとめた懲戒件数が同じく全国レベルでの弁護士数の変化と連動しているように見るとしてもそれはあくまで大数法則的な現象であって、確率論的な理解でこと足れりとするのは生態学的誤謬の危険を冒すものと考えるべきである。

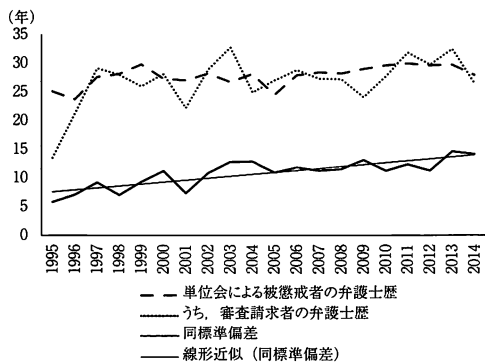
表4および図2～5から明らかになると考えられるのは、懲戒事例の発生自体にかかわる事柄ではなく、それらの事例がその後どのような展開を辿るか、にかかわる事項であろう。すなわち、単位会によって懲戒判断を受けた弁護士が、その判断をそのまま受け入れようとせず、さらに別の判断を仰ごうとする傾向が強まっている、ということである。2013年の公告事例だけをみると実に半分のケースにおいて審査請求がなされるに至っており、被懲戒者からすれば、等輩すなわち職業上の同僚たちによる判断を尊重しえないというケースが増えてきていることになる。そしてまた、そうした「上訴」のなされる先も、次第に弁護士会内の手続に留まらなくなり、裁判所にまで到達する傾向が強まっている。上述した長い統審・覆審の継続を許す制度設計が、近時に至ってその特徴を強く発揮するようになってきているわけである。

(2) 被懲戒者・審査請求者の弁護士歴をめぐって

では、懲戒を受ける弁護士、そしてさらには上訴的行動をとる弁護士とは、どのような属性を有する者か？ これはもとより個々の事案の詳細にも注意を払いながら検討がなされるべきことであるが、ここでは準備的な作業として、計量的な検討になじみやすい弁護士歴について若干の分析を行なってみよう。資料の制約と筆者の能力の限界があつてやや分析上の精度が

劣る²⁴⁾が、まず、図6にその概要を示した。懲戒を受ける者の弁護士歴は平均すると30年弱でずっと推移しているということが、この図から理解できよう。若手弁護士ではなくベテラン弁護士こそが被懲戒者の主要層を占める、としばしば指摘される²⁵⁾所以でもある。実際、分析対象となる懲戒事例1,252件中で、弁護士歴5年以内の者が懲戒されたケースは11

図6 被懲戒者・審査請求者の平均弁護士歴の推移



件 (0.9%), 10 年以内の者も 110 件 (8.9%) にすぎず, 弁護士全体の開業歴コーホートを全く反映しない。しかも, この 20 年間で, 被懲戒者の弁護士歴はわずかであるが長くなっているようにすら見える。

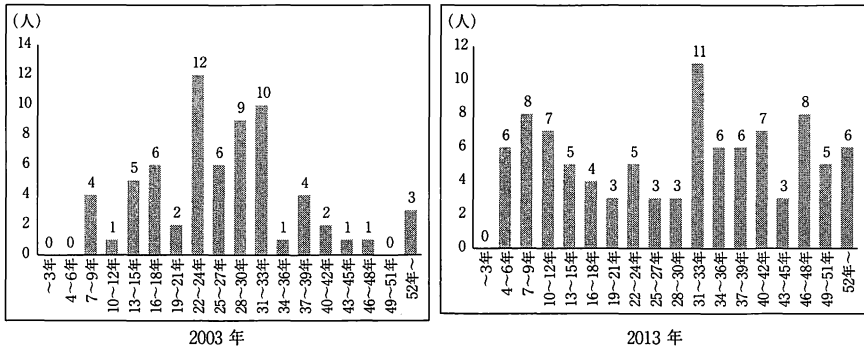
ただし, この被懲戒弁護士の弁護士歴をめぐる変化は単純なものでないことが, より子細に状況を検討することで明らかになる。被懲戒者 (および審査請求を実施した弁護士) の弁護士歴の平均と標準偏差, さらに歪度 (正規分布を前提としつつ, 平均からの偏りの方向と度合いを示す) を公告の年ごとに整理した表 5 を参照されたい。ここからは, 第一に, 平均弁護士歴にかかる標準偏差が増していること, 第二に, その歪度は——年ごとの変化はあるが——2006 年以降は負の値をとることが多くなりつつあること, が読みとれる。これらはすなわち, (被懲戒者の平均弁護士歴の一見したところの安定的傾向にもかかわらず, それと並行して) 被懲戒者の平均弁護士歴の範囲が拡大していること, しかもそれは, 弁護士歴の短い者への偏りが大きくなりつつあることを通じて生じているらしいこと, を意味する。

さらに詳しく検討してみよう。例解のために, 2003 年と 2013 年との各年に懲戒公告が掲載された弁護士の数を, 弁護士歴を 3 年ごとに区切って整理したヒストグラムを示す (図 7)。2003 年とは, 法科大学院修了者が現われる以前における懲戒公告数

表 5 被懲戒者・審査請求者の平均弁護士歴・標準偏差・歪度の推移

統計量項目 年	被懲戒者全体			うち審査請求者		
	弁護士歴(年)	標準偏差	歪度	弁護士歴(年)	標準偏差	歪度
1995	25.1	10.4	0.43	13.5	5.8	0.49
1996	23.7	10.2	1.14	21.2	7.0	0.89
1997	27.6	8.8	0.00	29.1	9.2	0.83
1998	28.1	9.8	0.11	28.0	7.0	-0.86
1999	29.8	10.0	0.19	26.0	9.3	-0.72
2000	27.3	9.8	-0.20	28.1	11.2	-0.04
2001	27.0	10.2	0.46	22.2	7.3	0.61
2002	28.2	11.5	0.01	28.9	10.8	0.58
2003	26.7	11.2	0.77	32.7	12.8	0.63
2004	28.1	11.7	0.06	24.9	12.8	1.15
2005	24.5	12.9	0.42	27.0	10.9	-0.08
2006	27.9	11.5	-0.12	28.8	11.8	-0.18
2007	28.4	11.4	-0.28	27.3	11.3	-0.32
2008	28.2	12.5	-0.11	27.2	11.5	-0.33
2009	29.0	12.7	0.02	24.1	13.1	0.13
2010	29.6	11.7	-0.05	27.7	11.2	0.07
2011	29.9	13.2	-0.16	31.8	12.3	-0.48
2012	29.6	12.7	-0.22	29.7	11.3	-0.20
2013	29.7	15.6	-0.03	32.4	14.6	-0.17
2014	27.9	13.7	0.07	26.5	14.1	0.34

図7 被懲戒者の弁護士歴の分布の変化

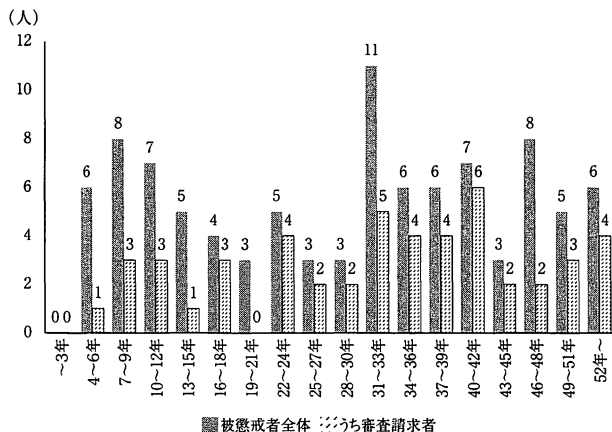


最多の年であり、また表5に明らかなように1997年以降では被懲戒者の平均弁護士歴が最も短い年であったが、この年と2013年の状況と比較すると両者の間には、とりわけ弁護士歴をめぐる分布の状況に関して変化があることがわかる。2003年は、歪度は大きい（すなわち平均からの偏りが大きい）²⁶⁾ものの、しかしその数値を出す意味があると思うほどに山型に近似する分布をなしていた。それに対して2013年は、正規分布からの偏差の想定がもはや意味を持たない²⁷⁾ほどにはっきりと複数のピークを持つ鋸歯状の分布をなしており、しかもそのピークのいくつかは、相対的に弁護士歴の短い者の側で生じている。ここからは、被懲戒者が弁護士歴の短い者の中からも生まれるようになりつつあることが強く窺われる²⁸⁾。

加えて本稿の関心が向くのは、単位会の判断に不服を持ち審査請求を行なう弁護士の性質である。ここでも、表5を見る限りは弁護士歴30年前後の者が（算術平均という意味での）重心をなしている。しかし、あわせて注目したいのは、この値についても次第にその標準偏差が大きくなっていることである。これは被懲戒者の状況に呼応しているものと考えられ、被懲戒者にかかる標準偏差の経年変化との相関係数は0.75と高い。例解として2013年の公告事例にかかる被懲戒者全体と審査請求者の弁護士歴のヒストグラムを図8に掲げるならば（被懲戒者全体の状況は図7の右グラフと同じものである）、審査請求を行なう弁護士が、被懲戒者全体の状況に応じて幅広く分布していることが見てとれよう。ここからは、弁護士歴の短い方向への被懲戒者の範囲の拡大に伴い次第にキャリアの浅い者も積極的に審査請求を行なうようになってきている、という可能性が示唆される。

以上を要するに、(i) 単位会の水準では、懲戒権の発動される事例が——以前と変

図8 被懲戒者全体と審査請求者との弁護士歴比較 (2013 年公告事例)



わらずベテラン弁護士を重心とはするものの、しかし——次第に広い範囲の、それも弁護士キャリアの短い弁護士をも被懲戒者とする形で生じるようになり、しかも、(ii) そのような同業者によりなされる判断にただちには同意がなされないケースの割合が次第に増加しつつあり、そして(iii) そうした不同意が、弁護士歴の浅い者からも寄せられるようになってきているように見える、というのが、この20年間の日本の弁護士の綱紀・懲戒の場面から読みとりうる現象なのである。

V 結びに変えて——社会学的解釈

それでは、このような現象はどのように解釈されるか？²⁹⁾ この作業は、先にも述べたとおり事案の具体的な内容等にまで踏み込んだ詳細な事例研究をも備えてこそ適切になされうることだが、本稿を終えるにあたって、社会学理論を踏まえた若干の解釈を示しておきたい。

前節までで示したような状況は、弁護士相互および／あるいは弁護士－弁護士会間での凝集性の弱まりを示すものと解釈しうる、というのが筆者の理解である。説明しよう。

法律家集団における統合を達成するためには、一定の社会学的な条件が備わっていることが必要である。その条件とは、ルーマンによれば、当該法律家集団が法的知識とその操作技術を独占していて集団外にある者は批判をなしようがないという状況（すなわち、法的実践がシステムをなすという状況）があること、さらにその状況を現に

有意味化する基盤としてのフェイス・トゥ・フェイスの現実的共同関係が集団構成員において成立していること、であり（ルーマン 1972=1977: 314-317）、また、パーソンズによれば、実際上の統合を果たすためにそうした共同体が成立していることと並んで、可能的問題の発生に予め備える装置として、当該集団に定位する一般的価値観の共有とそれに基づく信認が当事者たちにおいて存在していること³⁰⁾、である。「等輩による統制」collegial control とは、米国の状況を前提としつつかねてよりマザーらが重視する（Mather, et al. 2001. 特に 175 頁以下）ものだが、共同体への帰属意識や規範の共有などを強調する点で、パーソンズの発想に連なる議論だと理解できる。

翻って日本の現実を見てみるならば、弁護士非行の防止にとって、同期・同門の同僚とのコンタクトシステムの機能が重要であることは、多くの実務家によって以前から指摘されてきていた（たとえば、宮崎 2010: 951, 池内 2012: 680-681, 桑山 2014: 732-733）。従来、シニア層の弁護士で懲戒を受けることとなった者は、たとえば会派などに積極的にかかわっていなかった場合が少なくなかったようである（たとえば池内 2012: 689 参照）。しかしながら、近年の弁護士人口の急増は、大規模会はもとより、中小規模の単位会においても、対面的関係の維持をいっそう困難にしているであろう。現代社会の法専門職における現実的共同性の成立可能性はルーマンによっても悲観的に捉えられているところである。また、現在起きている弁護士歴コーホートの構成の急激な変更は、若手世代への大幅な偏りを生むなどしながら、弁護士集団一般としての価値観の共有、ひいては信認の成立をも難しくしているのではないか。そうであれば、弁護士としての統合を弱める要素は重量的に発生していることになる。

さらに、網紀・懲戒過程の局面に即して考えてみよう。網紀・懲戒の自律的遂行とは、先述した理論的文脈においては、法的知識とその操作技術の独占の一環をなすものとして理解できるが、ここで、紛争解決を目的として行なわれる判断の仕組み一般にとって、統審・上訴の制度というのは、原判断を覆しうる段階を取って設けるものであるという意味で、各審級でなされる判断の権威を弱める危険性を本来的に有するものであることに注意しなければならない。可能的上訴の機会が増えれば増えるほど、そのリスクは高まる。そうであるからこそ、事実審と法律審との区別であるとか既判力であるとかなどの仕組みを通じて、複数回論じられうる論点の絞り込みが図られることが必要となるわけであり、そうした仕組みが整ってこそ当事者はようやく、上訴的判断において原判断の無秩序な承認ないし棄却が企てられているわけではないと、受容を促されることとなる（ルーマン 1972=1977: 311-312）。また、殊に弁護士の網紀・懲戒手続においては、それが collegial に行なわれる、すなわち一般的価値観

を共有し信認関係が成立している同業者がそれをなす、という認識もまた、当該過程でなされる判断の受容を関与者に促す重要な要素であろう（先述のとおりマザーらは、弁護士における職域分化を所与としつつ、なお、細分化する弁護士共同体それぞれの中での統制に期待を寄せるが、それは綱紀・懲戒の場面についても同様とされる）。

しかるに、日本の弁護士会が設けている綱紀・懲戒の制度においては、上訴の連鎖の中で効果的に論点を絞り込む方策が必ずしも盛り込まれていないように見える³¹⁾。うえに、近年の綱紀・懲戒制度の改正は、法曹三者以外の者を綱紀調査・懲戒の過程に参加させる方向に進み、事の善し悪しは別として、判断の基礎に法律家の同業者集団への信認が伴わないと理解される可能性が増した³²⁾。すなわち条件は揃っているものであり、そしてまた実際に、提示された懲戒判断に服さず上訴的行為に及ぶ事案が増加しつつある。かくして、理論的条件の成就と実際に生じている事態との整合性が、現状をして弁護士相互および／あるいは弁護士－弁護士会間での統合が弱まる方向に進んでいる、と筆者の解釈する所以である。

このような理解はごく少ない事例群にかかるもっぱら数量的な状況の分析から導いた仮説として位置づけられるものであり、これが適切であるかは、一方では、綱紀・懲戒がこれから弁護士自身によってどのように運用され³³⁾実態がどのように推移していくか、によって測られることになる³⁴⁾し、他方では、現時点で既に利用可能な諸情報をいっそう精査することによって、検討されることになるだろう。たとえば、東京三会だけを取り上げても、会員100名・一年当たりの平均被懲戒者数は、東京弁護士会は0.32、第一東京弁護士会は0.19、第二東京弁護士会は0.23と相当異なる³⁵⁾。そうであれば、同じ東京地区を基盤とする弁護士活動においてなぜそのような違いが生じるのか、は我々にとって興味深い論点であるし、またそのような視角は、単位会相互での組織体制の比較などにつながっていくことだろう。公告に盛り込まれた具体的事例にかかわる諸情報および『弁護士懲戒事件議決例集』（日本弁護士連合会編（不定期））等に掲載された詳細な情報を積極的に活用した検討も進められねばならない。今後を期しつつ、本稿を閉じる。

〔謝辞〕

本稿執筆にあたっては、単位会の懲戒委員会委員経験者、日弁連の綱紀・懲戒手続の運用への関与経験者、被懲戒請求経験のある弁護士、および外国法共同事業法律事務所 に所属する外国法事務弁護士、へのヒアリングを行なった。事柄の性質上お名前を挙げることはできないが、ここに御礼を申し上げる（それらのかたが、それぞれの守秘義務

に違背しなかったことはもちろんである)。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(A)「法的サービス供給をめぐる紛争の構造——専門家の視点と利用者の視点の交錯を通じて」(課題番号 24243002, 研究代表者: 櫻村志郎)の成果である。本稿の内容にかかる責任は全て著者が負うが、成稿までに櫻村教授および同科研の研究分担者である佐藤岩夫教授・阿部昌樹教授・菅野昌史教授・山田恵子准教授と行なった議論から学んだものは大きい。また、データ整理の過程では中山和彦さん・鈴木幸恵さん(いずれも神戸大学大学院生)の貢献があった。記して感謝の意を表する。

- 1) たとえば、日本弁護士連合会(日弁連)実施の継続調査とその分析(日本弁護士連合会 2011, 佐藤・濱野編 2015)や、司法修習第 62 期の弁護士を対象とした継続調査(最新の成果報告として宮澤・石田・藤本・武士俣・上石 2016。関連調査も含め 2016 年春時点での成果の一覧として宮澤・石田・藤本・武士俣・上石 2016: 65-66 参照),「法曹の質」研究会編(2008)などを参照。
- 2) たとえば、民事訴訟利用者調査のデータを用いた濱野(2006), 石田(2010), 佐藤(2010), 高橋(2010), 菅原(2013)や、民事紛争全国調査のデータを用いた濱野(2009), 武士俣(2010), 太田(2010), 飯田(2010), 守屋(2010)などを参照。
- 3) たとえば、日本法社会学会編(2012: 5-258, 2009: 84-176), また、太田(2015), 松村(2015), 木下(2015), Ishida(2011), さらに吉岡(2013)などがある。隣接領域からの接近(たとえば橋本 2015, Harnay 2014)が現われていることにも注目してよい。関連して、職業社会学の視点から積み上げられてきた理論枠組み(たとえば Larson 1977, Freidson 1986, Abbott 1988 など)を取り入れることの重要性を意識しつつ議論を進める渡辺(2000: 1192-1197, 2001), 武士俣(2004, 2006), 林(2009), Ishida(2011)も参照。
 なお、以上の注 1)～3)では限定的に示した先行関連研究をより網羅的に把握するために、濱野(1998)と佐藤他編(2015)もあわせて参照されたい。
- 4) 枚挙にいとまがないが、たとえば英米の弁護士を論じる Abel(1988: 133-136, 248-260, 1989: 142-157)を見よ。
- 5) たとえば Ishida(2006: 109)(および Ishida 2011: 131-132)は、単位会の扱った懲戒関連事件の統計を挙げながらワシントン州の状況との比較を行なおうとする点で、懲戒活動の実態へも一定の関心は向けているものの、そこで扱われているのは日弁連によってまとめられた数値であって、事案の精細な処理状況の検討に踏み込むものではない。そうした概括的な統計の数値のみでは解釈が難しいことについては、後に本文のⅣ 1 で述べる。
- 6) 『自由と正義』誌への懲戒公告掲載は最大判昭 42・9・27 への対応として行なわれるようになったものであり、その最初の例は翌 1968 年の自由と正義 19 巻 3 号 61 頁に見られる(経緯について、同 60 頁参照)。それからしばらくは誌面上の掲載場所も必ずしも定まっていなかったように見え探索に若干の困難が伴うが、1980 年代以降は誌上に定位置を得ている。1991 年 3 月 9 日に開催された臨時総会で懲戒処分の理由の公表に向けた会則の一部改正が行われた(自由と正義 42 巻 6 号 96-98 頁。あわせて同 42 巻 3 号 55-56 頁も参照)ことを承けて、同 42 巻 11 号掲載分から処分理由も公告中に記されるようになった。

- 7) 2014 年末までの事案に分析を絞った理由はこの点にある。すなわち、すぐ後で説明するように、網紀・懲戒事案は、当事者からの申出・請求により、統審的ないし覆審的に手続が進行しうするため、事案の処理状況がある程度正確に検討するためには、最初の公告から一定の期間（本稿でいえば最短でもおよそ 20 ヶ月）が経過するのを待つ必要があるのである。情報整理の具体的な方法については、本文Ⅳ 2 を参照。
- 8) これらのデータは、既に弁護士自身の実務的関心のもとで多くの検討に付され興味深い知見を生んでいる（原編 1999）が嚆矢をなし、藤井（2001）、飯島・飯島（2003）（構成を変えた最新版は飯島・飯島 2013）を経て、近年では高中他（2014）が事例検討に加えて数量的分析も行なう（同：223-243）。ただし、それらはどちらかといえば弁護士活動の実践的指針を得ようとする関心に従属しつつ示されているものであって、より記述的な分析を志向する本稿とは関心の重点が異なる。

なお、日本弁護士連合会編（各年 a）は、被懲戒会員をめぐる統計的諸情報を示し、日本弁護士連合会編（各年 b）が、大阪・東京の状況を中心として、単位会レベルでの網紀・懲戒制度の実際の運用状況に関する有益な情報を頻繁に掲載する。また、参考のために裁判事例についての分析もここで例示的に挙げておくならば、加藤（2000）、高中（2011, 2015）など（Ishida 2011: 177-178 は、2004 年までの弁護士過誤判例の公表事例数の経年的検討の結果を示す）。

- 9) ごく簡単には、『弁護士白書』（2015 年版であれば 178-179 頁）に掲載される説明およびチャート図を参照。制度の全体に亘る解説書としては日本弁護士連合会調査室（2011）がある。
- 10) 以下の説明で現われる組織のうち、網紀審査会は 2004 年に新たに設けられたものであり、それ以前は、現在の日弁連網紀委員会についても、日弁連懲戒委員会がその役割を兼ねていた。網紀審査会の創設・網紀委員会の法定機関化をめぐることは須藤（2008）参照。なお、網紀審査会は非法曹のみによって組織されているという点で、網紀・懲戒制度中で大きな特色を有する。
- 11) たとえば単位会も懲戒請求者でありうることなどから、以下の本文の記述には若干厳密さを欠く点があるが、説明の便宜上であり、ご了解を乞う。
- 12) このような第 7 審の可能性まで生じたのは 2004 年施行の改正弁護士法によってである。
- 13) なお、高裁が裁決取消しの請求を認容した場合には、事案は日弁連懲戒委員会の再審査に服することとなり、その判断次第ではさらに審査が続くことがありうるように思われるが、その点にはここでは触れない。高裁によって裁決取消しの判断がなされた事例として、『自由と正義』64 巻 12 号 125-126 頁参照。
- 14) 著名な弁護士がテレビ番組中で行なった発言によって或る特定の弁護士たちへの懲戒請求が惹起され、各単位会に寄せられたというものである。大阪弁護士会網紀委員会における状況を野村（2008: 803-805）が紹介している（それらの懲戒請求はいずれも棄却され、他方、最初にテレビ番組で発言を行なった弁護士は別途の懲戒請求の結果として業務停止 2 月の処分を受けた（自由と正義 61 巻 12 号 120 頁）。当該弁護士より審査請求等がなされたかは明らかではないが、いずれにせよ本件にかかる後続の判断は現われていない）。
- 15) 内田（2009）参照。
- 16) これにかかわり、米国の状況を前提とした叙述だが、Mather（2011: 111）の的確な指摘も参照。
- 17) 『弁護士白書』2015 年版 185 頁。なお、2013 年に生じた事例は、『弁護士懲戒事件議決例集』

(日本弁護士連合会編(不定期))の第17集(2015年刊行の平成26年版)176-195頁に掲載されている事案と思われる。

- 18) 2007年に生じた各単位会への突発的な大量請求の影響を消すために2007年の懲戒請求件数をその前後の数値に合わせて1,500としたうえで、2005年～2014年の間の、単位会での懲戒請求件数合計と日弁連綱紀委員会への異議申立件数との相関係数を見てみると、+0.69とかなり高い。
- 19) 『弁護士白書』中で「懲戒請求の経過フォロー」ないし「懲戒手続の流れと現状」として示されている数字は同様の発想からまとめられているものと思われるが、具体的な事案ごとに整理されているわけではないので、精密な分析には適さない。管見の限りでは、宮川(2007: 91)、川崎(2011: 787)、櫻村(2015)などを除いては、いったん審査のルートに乗った事案がその後どのような経路を辿るのか、について関心を向けた議論は多くない。
- 20) この作業によっても明らかにならないのは、日弁連綱紀委員会・綱紀審査会を経由した場合の、当該経路の部分である。また、先にも述べたとおり、被懲戒者より審査請求がなされたりさらにその先の手続へと進んだりする場合、その結果が分かるまでに一定の時間がかかることから、特に最近の公告掲載事案(2013年分・2014年分など)については、本稿が分析の終期とした時点以降に数値が変わる可能性がある。
- 21) 強いて言うならば、2005年前後には他の時期と比較して処分変更・取消が積極的になされていた、と考えられようか。このことに関連して、宮川(2007: 91-93)を参照。
- 22) 日弁連懲戒委が原処分を軽微に変更する判断を下したのに対してさらに東京高裁へ処分取消しの訴えがなされた2001年の1件を除いた。また、2014年に最初の公告が掲載された事案群については、高裁への訴訟提起の有無が現時点ではほとんど明らかでないので分析から除き、このグラフでも2013年の掲載事案までの状況を掲げてある。
- 23) たとえば、幾度もの懲戒を受けるいわば非正常習の弁護士が小規模会に所属する場合、単位数当たりで計算する被懲戒者数は大きくなる。高中他(2014: 234-236(市川充執筆))の分析は、対象とする期間は本稿に比べて短いが、より一般的な理解としても適切であると思われる。
- 24) ここでの「弁護士歴」とは、各被懲戒者につき、弁護士登録番号から推算した弁護士開業から懲戒公告年までの期間を年単位で計算した数値である(現行弁護士制度開始以前に弁護士になっていた者については、仮に1944年の開業とみなした。外国法事務弁護士、および沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法に基づき沖縄県内のみでの開業が認められていた弁護士は計算から除外した。弁護士法人が含まれないのは当然である)。同じ年に懲戒公告がなされた場合でもその月に応じてほとんど1年近い差が出るし、また、修習開始期に応じた司法修習期間の変化などもあることから、数値はあくまで大まかなものである。この点は、そもそもこうした分析を厳密に行なおうとするならば公告時点を超算点とするのではなく、非行時あるいは懲戒請求時を超算点とするべきであること、しかしそれらの判断は非常に困難であるあるいは情報がないこと、に照らせば、次善の策として承認されることだろう。

情報の正確さを高めることが可能であるにもかかわらず、本稿においてそれを果たしていないのは、各弁護士の具体的な法曹歴についてである。弁護士登録番号が当該弁護士の法曹歴を必ずしも反映しないことは言うまでもなく、特に本稿が目にするような懲戒をめぐる場面では、懲戒の帰結としての後の再登録の可能性があるため、登録番号の扱いには注意を要する。そしてまた、この問題は、『日本弁護士連合会会員名簿』や『法曹期別名簿』、『弁護士大観』などの資料を精

査することで解決可能であるはずである。しかし本稿の分析では、筆者の能力の限界で、そこまでを果たしていない。今後の作業に委ねたい。

- 25) 古くは原編 (1999) が、近年も高中他 (2014: 233-234 (市川充執筆)), 石田・武田 (2016: 682 (石田発言)) などが、論じている。なお、これに関連して、大阪弁護士会市民窓口に寄せられる弁護士への苦情は、現に懲戒を受ける者の法曹歴の状況とは大きく異なるという興味深い観察 (修習期の遅い, すなわち法曹歴の短い者についてほど多いという) を、鎌倉 (2016: 652-653) が数値とともに示している。
- 26) たとえば 2002 年の公告事案の分布は、表 5 中の歪度の値にも示唆されるように、左右対称の山型に近い。
- 27) なお、このような鋸歯状の分布は 2014 年の懲戒公告ケースについても同様にあらわれている。弁護士歴を 3 年ごとで区切るとき、弁護士には、懲戒を受けるに至る活動・行為を行ないやすい「ホットスポット」的な時期が幾度かあるということであろうか (2013 年・14 年の状況を見ると弁護士歴 30 年以前では 7-9 年と 22-24 年というのがそのタイミングである)。
- 28) 前出注 25) で記したように、被懲戒者の弁護士歴というのはかねてから多くの論者に注目されてきたことであり、また、『弁護士白書』にも関連データが掲載される事項であるが、これまでの基本的な論調 (すなわち、〈ジャーナリスティックな関心ないし評価とは異なり、現実には非行を行なう弁護士はシニア以上の者にこそ多い〉) と本文で示した現象理解との間で相違が生じる理由の一つは、従来の検討の多くが、弁護士歴 10 年ごとというような比較的大きな括りのもとで行なわれてきたことにあるように思われる (前出石田・武田 (2016) に加え、高中他 (2014: 233-234)、さらには『弁護士白書』(2015 年版では 183 頁 (資料 3-2-3-9)) のいずれも 10 年ごとでの検討である。ただしそのうえで、高中他 (2014: 239-241) は弁護士歴 10 年未満の者の非行にも焦点を合わせる)。
- 29) なお、この局面において社会学者にはいくつかの選択肢が存在するが、その一つの極は次のものであろう。すなわち、そもそも懲戒事例とはごく例外的にしか発生しないものである以上、そうした懲戒事案と準拠集団 (ないし全体社会) のあり方・状況との間に何らかの関連を見出そうとする作業の意義は極小であって、あくまでも各事例を個別的・特殊なものとして扱いながら詳細な事例研究に沈潜するべきだ、と考えるというものである。弁護士非行との関係では——著者自身が反駁を試みるものだが——Mather (2011: 115) にいう individual characteristics の重視につながる発想であり、より一般的にも、(発生件数・割合をみる限り例外的な事象というべき) 自殺を理解するうえで、デュルケーム的な接近法に対して寄せられた批判と軌を一にする (ギデンズ [1965] (1977=1986) 参照)。方法的に重要なこの批判を決して等閑視はできないが、しかし筆者は以下では、これまでの 20 年間に日本の弁護士の綱紀・懲戒過程を通じて生じたいわば「痕跡」から弁護士コミュニティ全体にかかわる事柄として何を読みとりうるか、という問題関心に意義を見出しつつ解釈を行なうという選択肢をとりたい (「痕跡」の探索の意義については古典的なギンズブルグ [1979] (1986=1988) 参照)。
- 30) これについては、Parsons [1975] (1978: 22-24/ 33-34) および Parsons & Platt (1973: 125-129) を参照。
- 31) 懲戒請求を受けた経験を有するある弁護士は、筆者らのヒアリングに対して、手続中で適時に争点とならなかった事項 (正確に言えば、それまでの懲戒審査手続で既に検討が終了した以上、

- 再び争点となることはないはずだと当該弁護士が考え、反論の機会を設けなかった事項）が結果的に懲戒事由の一つの柱とされたという経験を、批判的に述べた。
- 32) なお、阿部昌樹は、英豪における弁護士規律をめぐる制度変化の背後に「法専門職規制を支配するイデオロギー」にかかる 'professionalism' から 'consumerism' への遷移を看取しているが、そのような遷移をもたらした要因の一つとしてさらに阿部が指摘するのが、それらの地域における「法専門職団体の凝集性の低下」である（阿部 2015）。ここにも、綱紀・懲戒制度の変化が弁護士たち自身における統合の弱まりとかかわっているという可能性が指摘されている。
- 33) 上述したとおり、フェイス・トゥ・フェイスの共同体の機能が重要であるという可能性は弁護士自身によって気がつかれており、それは具体的には会派の役割の見直しなどの形で現われてきている。たとえば、座談会（2011: 6-7）における高中正彦発言参照。
- 34) 2014 年の公告事例については、今のところ審査請求にまで至ったことが明らかなケースは少ない。ただしこの年の公告事案では、単位会における不懲戒の決定に対してなされた懲戒請求者からの異議申出を承け日弁連懲戒委員会で懲戒処分決定がされたケースについて、高裁への処分取消の訴え 5 件（また、そのうち少なくとも 3 件で上告）が生じている。被懲戒者からの審査請求がなされた事案ではないのでこれらは表 4 の右側 4 列の数字に含まれていないが、参考までにここに記しておく。
- 35) 1995 年から 2014 年までの数値をもとに計算したものであり、年ごとの会員数の変化も考慮に入れている。

【文 献】

- Abbott, Andrew (1988) *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*, The University of Chicago Press.
- 阿部昌樹 (2015) 「イギリスとオーストラリアにおける法専門職規制」日本法社会学会 2015 年度学術大会ミニシンポジウム「司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題」（2015 年 5 月 9 日）報告。
- Abel, Richard L. (1988) *The Legal Profession in England and Wales*, Basil Blackwell.
- (1989) *The American Lawyers*, Oxford University Press.
- 馬場健一 (1998) 「日弁連活動に対する会員の無関心化は進行しているか——総会出席率の変化から」宮澤節生・熊谷尚之／司法制度懇話会編『21 世紀司法への提言』日本評論社, 287-309 頁。
- 武士俣敦 (2004) 「法律事務独占への視座」和田仁孝・佐藤彰一編『弁護士活動を問い直す』商事法務, 57-76 頁。
- (2006) 「弁護士の役割と展望」和田仁孝編『法社会学』法律文化社, 187-205 頁。
- (2010) 「裁判外紛争業務の市場と弁護士」櫻村志郎・武士俣敦編『トラブル経験と相談行動 [現代日本の紛争処理と民事司法 2]』東京大学出版会, 137-165 頁。
- フット, ダニエル・H／太田勝造編 (2010) 『裁判経験と訴訟行動 [現代日本の紛争処理と民事司法 3]』東京大学出版会。
- Freidson, Eliot (1986) *Professional Powers: A study of Institutionalization of Formal Knowledge*, The University of Chicago Press.
- 藤井篤 (2001) 「弁護士制度改革——綱紀・懲戒制度について」自由と正義 52 巻 6 号 66-79 頁。

- ギデンズ, アンソニー [1965] (1977=1986)「フランス社会学における自殺の問題」(田中秀隆訳) ギデンズ『社会理論の現代像——デュルケム, ウェーバー, 解釈学, エスノメソドロジー』(宮島喬ほか訳) みすず書房, 283-294 頁.
- ギンズブルグ, カルロ [1979] (1986=1988)「徴候——推論的範例の根源」同『神話・寓意・徴候』(竹山博英訳) せりか書房, 177-226 頁.
- 濱野亮 (1998)「弁護士法の法社会学的研究——その動向と課題」日本法社会学会編・六本佳平(責任編集)『法社会学の新地平』有斐閣, 96-105 頁.
- (2006)「弁護士へのアクセス」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟——司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』日本評論社, 223-250 頁.
- (2009)「弁護士へのアクセスの現状と課題」太田勝造/濱野亮/ダニエル・H・フット/村山眞維編『法社会学の新世代』有斐閣, 68-97 頁.
- 原誠編 (1999)『懲戒弁護士』双葉社.
- Harnay, Sophie (2014) "Professional Rules and Regulations: an Economic Approach to the Legal Profession," 神戸大学エコノミクス・スタディーズ・ワークショップ (2014 年 10 月 21 日) 報告.
- 橋本鉦市 (2015)「弁護士 仕切られた制度における自由専門職」同編『専門職の報酬と職域』玉川大学出版部, 52-77 頁.
- 林真貴子 (2009)「日本における法専門職の確立——職域の形成とその独占」鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編著『法の流通』慈学社出版, 639-665 頁.
- 「法曹の質」研究会編 (2008)「『法曹の質』の検証——弁護士に求められるもの [JFL 叢書 Vo.14]」商事法務.
- 飯田高 (2010)「当事者本人と代理人弁護士の認識の齟齬」フット/太田編 (2010) 169-186 頁.
- 飯島澄雄・飯島純子 (2003)『新人弁護士の肝に銘ずべき 10 か条』東京布井出版/レクシスネクシス・ジャパン.
- (2013)『弁護士心得帖』レクシスネクシス・ジャパン.
- 池内清一郎 (2012)「弁護士倫理——弁護士の不祥事防止のために」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 23 年度研修版』第一法規, 671-690 頁.
- Ishida, Kyoko (2006) "A Comparative Study of the Attorney Discipline Systems in Japan and Washington State," 法社会学 65 号 96-115 頁.
- (2011) *Ethics and Regulations of Legal Service Providers in Japan: De-regulation or Re-regulation? Remaining Problems after the Justice System Reform*, VDM Verlag Dr Müller.
- 石田京子 (2010)「当事者ごと・事件ごとに弁護士評価は変わるのか」菅原・山本・佐藤編 (2010) 144-154 頁.
- 石田京子・武田昌則 (2016)「相手方・第三者との関係におけるコミュニケーションに関する倫理問題——通信機器を用いたコミュニケーションを中心に」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 27 年度研修版』第一法規, 677-709 頁.
- 鎌倉利光 (2016)「近年の懲戒事案の傾向について」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 27 年度研修版』第一法規, 647-675 頁.
- 樫村志郎 (2015)「弁護士懲戒処分・決定の質的分析」日本法社会学会 2015 年度学術大会ミニシンポジウム「司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題」(2015 年 5 月 9 日) 報告.

- 加藤新太郎 (2000)『弁護士役割論 (新版)』弘文堂。
- Katz, Jack (1977) "Cover-Up and Collective Integrity: On the Natural Antagonisms of Authority Internal and External to Organizations," Vol. 25, No. 1 *Social Problems* 3-17.
- 川崎裕子 (2011)「倫理研修——内部自治部門の実情と役割」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 22 年度研修版』第一法規, 779-799 頁。
- 木下麻奈子 (2015)「弁護士カルチャーと刑事裁判」松村・木下・太田編著 (2015) 191-203 頁。
- 桑山斉 (2014)「不祥事に巻き込まれないために——近時の不祥事の背景と対策」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 25 年度研修版』第一法規, 701-747 頁。
- Larson, Magali Sarfatti (1977) *The Rise of Professionalism: A Sociological Analysis*, University of California Press.
- ルーマン, ニクラス (1972=1977)『法社会学』(村上淳一・六本佳平訳) 岩波書店。
- 松村良之 (2015)「弁護士から見た刑事司法と裁判員制度(2)——地域比較に着目して」松村・木下・太田編著 (2015) 171-190 頁。
- 松村良之・木下麻奈子・太田勝造編著 (2015)『日本人から見た裁判員制度』勁草書房。
- Mather, Lynn (2011) "How and Why Do Lawyers Misbehave?: Lawyers, Discipline, and Collegial Control," in Scott L. Cummings, ed., *The Paradox of Professionalism: Lawyers and the Possibility of Justice*, Cambridge University Press 109-131.
- Mather, Lynn, Craig A. McEwen & Richard J. Maiman (2001) *Divorce Lawyers at Work: Varieties of Professionalism in Practice*, Oxford University Press.
- 宮川光司 (2007)「日弁連における懲戒事件審議の実情と今後の課題」自由と正義 58 卷 3 号 85-99 頁。
- 宮崎裕二 (2010)「弁護士の不祥事情報と弁護士会の役割」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 21 年度研修版』第一法規, 927-951 頁。
- 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一 (2016)「第 62 期弁護士の面接調査——第 1 報」青山法務研究論集 11 号 61-165 頁。
- 守屋明 (2010)「和解の成立要因としての当事者および弁護士の意識」フット／太田編 (2010) 189-216 頁。
- 日本弁護士連合会 (2011)『弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告 [自由と正義臨時増刊号]』自由と正義 62 卷 6 号。
- 日本弁護士連合会編 (各年 a)『弁護士白書』日本弁護士連合会。
- (各年 b)『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題』第一法規。
- (不定期)『弁護士懲戒事件議決例集』日本弁護士連合会 [編者名は集により異なる]。
- 日本弁護士連合会調査室 (2011)『弁護士懲戒手続の研究と実務 (第三版)』日本弁護士連合会。
- 日本法社会学会編 (2009)『民事司法過程の法社会学 [法社会学 70 号]』有斐閣。
- (2012)『法曹の新しい職域と法社会学 [法社会学 76 号]』有斐閣。
- 野村公平 (2008)「懲戒制度と綱紀委員会」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 平成 19 年度研修版』第一法規, 789-815 頁。
- 太田勝造 (2010)「民事訴訟における弁護士——訴訟当事者と弁護士の関係性」フット／太田編 (2010) 137-168 頁。
- (2015)「弁護士から見た刑事司法と裁判員制度(1)——概観」松村・木下・太田編著 (2015)

157-169 頁.

Parsons, Talcott [1975] (1978) "The Sick Role and the Role of the Physician Reconsidered," *Action Theory and The Human Condition*, The Free Press 17-34.

Parsons, Talcott & Gerald M. Platt (1973) *The American University*, Harvard University Press.

六本佳平 (1986) 『法社会学』有斐閣.

佐藤岩夫 (2010) 「中小法人の裁判評価・弁護士評価はなぜ低い」菅原・山本・佐藤編 (2010) 186-201 頁.

佐藤岩夫・濱野亮編 (2015) 『変動期の日本の弁護士』日本評論社.

須藤正彦 (2008) 「新しい日弁連綱紀委員会覚書」法の支配 150 号 26-50 頁.

菅原郁夫 (2013) 「民事訴訟利用者調査にあらわれた弁護士評価」名古屋大学法政論集 250 号 319-346 頁.

菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編 (2010) 『利用者が求める民事訴訟の実践——民事訴訟はどのように評価されているか』日本評論社.

高橋裕 (2010) 「利用者はどのように弁護士を評価しているのか」菅原・山本・佐藤編 (2010) 131-143 頁.

高中正彦 (2011) 『判例弁護過誤』弘文堂.

—— (2015) 「最近の弁護過誤判例から学ぶ」自由と正義 66 卷 11 号 37-43 頁.

高中正彦・市川充・川畑大輔・岸本史子・的場美友紀・菅沼篤志・奥山隆之 (2014) 『弁護士の失敗学——冷や汗が成功への鍵』ぎょうせい.

内田良 (2009) 『『児童虐待』へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』世界思想社.

渡辺千原 (2000) 「医療過誤訴訟と医学的知識——因果関係の専門性を手がかりに」立命館法学 271 = 272 号・下巻 1172-1200 頁.

—— (2001) 「プロフェッション概念に関する一考察——アメリカのプロフェッション論・弁護士倫理の議論を参考に」立命館法学 275 号 153-179 頁.

Wu, Richard W. S., & Kay-Wah Chan (2012) "Regulatory Regimes for Lawyers' Ethics in Japan and China: A Comparative Study," Vol. 5, No 1 *Tsinghua China Law Journal* 49-70.

吉岡すずか (2013) 『法的支援ネットワーク——地域滞在型調査 (エスノグラフィー) による考察』信山社.

座談会 (2011) 「東弁における会派——その現状と未来」LIBRA11 巻 2 号 2-15 頁.

[判 例]

最高裁判所大法廷判決昭和 42 年 9 月 27 日 最高裁判所民事判例集 21 卷 7 号 1955 頁.

(たかはし・ひろし 神戸大学教授)